

第1回熊本県廃棄物処理計画検討委員会議事録

- 日時 平成27年7月9日(木) 午前10時～午後0時15分
- 場所 ホテル熊本テルサ3階 たい樹(熊本市中央区水前寺公園 28-51)
- 議事次第
 - 1 開会
 - 2 挨拶
 - 3 議事
 - (1) 委員長及び副委員長の選任について
 - (2) 会議の公開について
 - (3) 熊本県廃棄物処理計画について
 - (4) 熊本県廃棄物処理計画(第1章～第3章)素案について
 - (5) 災害廃棄物の処理に関する事項について
- 配付資料
 - 資料1 熊本県廃棄物処理計画検討委員会設置要項、委員名簿
 - 資料2 審議会等の会議の公開に関する指針
 - 資料3 第4期熊本県廃棄物処理計画の策定について
 - 資料4 第4期熊本県廃棄物処理計画の構成(素案)
 - 資料5 第4期熊本県廃棄物処理計画(平成28～32年度)策定スケジュール
 - 資料6 熊本県廃棄物処理計画(第1章～第3章)素案
 - 資料7 災害廃棄物の処理に関する事項について
 - 資料8 九州北部豪雨災害(熊本広域大水害)に係る災害廃棄物処理について(阿蘇市作成資料)
 - 参考資料1 熊本県廃棄物処理計画(平成23年度～27年度)
 - 参考資料2 廃棄物処理法に基づく基本方針(平成22年12月20日環境省告示第130号)
 - 参考資料3 熊本県産業廃棄物実態調査等業務報告書
 - 参考資料4 災害廃棄物処理対策指針(平成26年3月環境省)
- 出席者
柳瀬委員、田中委員、篠原委員、岩永委員、岸川委員、中田委員、森崎委員、藤井委員(委員8名中8名出席)
- 事務局出席者 (別添のとおり)

■ 議事録

午前 10 時開会

○城内審議員 第 1 回熊本県廃棄物処理計画検討委員会を開催いたします。委員長が選出されますまでの間、進行役を務めさせていただきます廃棄物対策課の城内と申します。よろしくお願いいたします。

まず、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。右肩に資料番号を振っております。資料が 1 番から 8 番まで、それから参考資料といたしまして 1 番が現在の廃棄物処理計画の冊子、2 番として廃棄物処理法に基づく基本方針、3 番が産業廃棄物等実態調査結果、4 番として災害廃棄物対策指針、以上配付しております。漏れはございませんでしょうか。

それでは、事務局を代表いたしまして、坂本環境局長から御挨拶申し上げます。

○坂本環境局長 (挨拶)

○城内審議員 本日は第 1 回目の会合となりますので、委員の方々の紹介をさせていただきたいと思っております。お手元に配付しております資料 1 本検討委員会の設置要項を御覧ください。裏面が委員の方々の名簿となっております。

福岡大学環境保全センター教授、柳瀬龍二様でございます。

熊本県消費者団体連絡協議会代表、田中三恵子様でございます。

熊本県環境センター館長、篠原亮太様でございます。

一般社団法人熊本県建設業協会副会長、岩永一宏様でございます。

一般社団法人熊本県工業連合会環境関連産業ビジネス部会部会長、岸川健太郎様でございます。

一般社団法人熊本県産業廃棄物協会副会長、中田浩利様でございます。

熊本県一般廃棄物処理施設協議会会長、森崎忠教様でございます。

阿蘇市税務課長、藤井栄治様でございます。藤井様は、平成 24 年に発生しました熊本広域大水害において、当時は阿蘇市市民環境課に所属されており、災害廃棄物処理の指揮をとられておられます。

ここで、本日は、委員全員の方が御出席でございますので、熊本県廃棄物処理計画検討委員会設置要項第 2 条第 3 項の規定により、委員会が成立することをお知らせいたします。

それでは、議題(1)でございます。委員長及び副委員長の選任でございます。まず、委員長の選任につきましては、設置要項第 2 条第 2 項の規定により委員の互選によることとされておりますが、委員長について御推薦などございませんでしょうか。

ございませんようですので、事務局から御提案させていただきます。廃棄物処理計画の検討ということで、学識者の篠原委員に委員長をお引受けいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

○各委員（拍手）

○城内審議員 御異議がないようですので、篠原委員、お引受けいただけますでしょうか。

○篠原委員（了解）

○城内審議員 それでは篠原委員には委員長席へお移りいただきますようお願いいたします。

では、委員長から一言御挨拶をお願いいたします。

○篠原委員長 みなさんこんにちは。私は熊本県環境センターの館長ということで、今年の4月から務めさせていただいております。その前は、熊本県立大学環境共生学部で水環境、廃棄物関係の再利用等の研究をしておりました。お手元にあります平成23年度に策定した計画にも携わっております。引き続きこの計画の検討に参画して練り直すことになると思います。坂本局長の挨拶にもありましたとおり、産業廃棄物及び一般廃棄物については、めまぐるしく変化しております。災害廃棄物の問題、あるいは廃棄物の再利用、処理技術の進歩、いろんな面からこの廃棄物問題については変化しております。計画も3年、4年で内容を見直す必要があろうかと思えます。そういった意味では、本日はいろんな分野からいらっしゃっていますし、行政の方も廃棄物対策課だけではなく関係課もいらっしゃっています。産業廃棄物というのはいろんな分野でつながっている。産業廃棄物は、あってほしくないが、出てきてしまうもの、熊本県の威信にかけてもいい計画を作っていただきたい。

○城内審議員 ありがとうございます。続きまして、副委員長の選出ですが、委員長が委員のうちから指名することとなっております。委員長いかがでしょうか。

○篠原委員長 廃棄物処理分野では著名な研究者ということで、福岡大学で研究、学生の教育に取り組んでおられる柳瀬委員に副委員長をお願いしたいと思います。

○城内審議員 柳瀬委員に副委員長をとということですが、柳瀬委員、お引受けいた

だけですでしょうか。

○柳瀬委員（了解）

○城内審議員 柳瀬委員が、本検討委員会の副委員長に決定いたしました。それでは、これより設置要項第3条第2項の規定に基づき、篠原委員長に議事の進行をお願いいたします。

○篠原委員長 それでは、議題(2)の会議の公開について、当検討委員会の会議の公開・非公開について決定することとなっております。事務局から説明願います。

○城内審議員 会議の公開について御説明いたします。資料2を御覧ください。県が設置する審議会等に関しましては、「審議会等の公開に関する指針」第3に基準がございます。

個人情報を扱う場合や公正又は円滑な審議等が阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合を除き、会議は原則として公開とされております。

本検討委員会での審議内容は廃棄物処理計画の検討ということから、非公開とすべき基準には該当しないと考えられますので、公開することとしてよろしいかと考えております。

○篠原委員長 会議は公開するというので、皆さんいかがでしょうか。

○各委員（了解）

○篠原委員長 本委員会の会議は公開するというので、議事録等も公開ということとなりますのでよろしく申し上げます。

それでは議題(3)熊本県廃棄物処理計画について、事務局から説明をお願いします。

○城内審議員（資料3～5により説明）

○篠原委員長 ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問がございましたらお願いします。

それでは私の方から、水銀フリー社会について、これは、環境審議会の中で柳瀬委員の方からも強くアピールされており、これが取り上げられてということで、水

俣病の経験を持つ熊本県が率先して水銀フリー社会をつくろうということはたいへん素晴らしいことだと思います。

それでは、無いようでしたら、次の議題(4)熊本県廃棄物処理計画(第1章から第3章まで)素案について、事務局より説明をお願いします。

○小西主幹 (資料6により説明)

○篠原委員長 時間も限られてますので、どこからでも、御意見、御質問がございましたらお願いします。

○中田委員 まず不法投棄について、当協会(一般社団法人熊本県産業廃棄物協会)の話をしますと、県内に6支部ございます。不法投棄パトロールを支部ごとに行っています。その結果、不法投棄があれば撤去事業を実施していますが、その大半が家庭から出る一般廃棄物です。産業廃棄物よりも家庭のごみを主体とした廃棄物が不法投棄されている。これについては、当協会の方も撤去事業を実施している。それを含めて、周知していただきたい。

第3章第2節(資料25ページ)についてですが、現況を御報告します。例えば、併せ産廃というのがございます。排出事業者から排出される事業系一般廃棄物と産業廃棄物というのがございます。産業廃棄物の場合は、処理委託契約を交わすのが原則でございます。また、それに伴うマニフェスト交付が法律で義務化されています。ただ、一般廃棄物にはその定めがありません。一般廃棄物と産業廃棄物が同一の車両で混載されていることかなり見受けられていると聞いています。また、熊本市の実例ですが、制限数量で産廃の受入れがされているということをお聞きしております。その際にマニフェスト伝票を交付されているということですが、その時に、一般廃棄物と産業廃棄物の許可区分は別だと思いますけれども、それが可能か否かということと、産業廃棄物を受け入れている際にきちんと契約書を交わされているか、熊本市としては整理されていると思いますが、産業廃棄物を入れるにあたって契約を交わされているか否かという問題が、広域連合等を含んだ他の市町村ではどうかということも課題の中にあげる必要があると思います。これは産業廃棄物税の問題もありますので、そこでの確認がどうされているか、熊本市も含めて市町村がどうされているか、きちんとなされているか疑問がある次第です。

また、その他の部分については、さきほどデータがございましたが、第3章の現状と課題について、不適正事案ということで、県内の不適正事案の大半はマニフェ

スト制度を無視した当事者が存在していることから起こる問題です。また、不適正処理防止のため、県はじめ関係者は追及の手を緩めてはいけないと思います。

また、排出事業者による環境保全対策としまして、地域の振興策として企業誘致をなさっている自治体がありますが、その際、企業が倒産して廃棄物を放置されたという事例が県内でも見受けられます。その場合に保健所も把握されていると思いますが、企業誘致を積極的に進めた自治体の責任があるのではないかと。また、倒産された企業の放置された廃棄物の撤去も環境保全上どうかという問題も課題としてあると思います。

また、産業廃棄物の広域移動の現状について、広域移動の推進はどうなっているかということですが、先ほど説明のありました県内から県外に出る廃棄物の量が、平成20年度のデータで、約44万トン流出しています。また、県外から県内に約11万トン入っている。現計画では県内における処理の推進をあげておられるが、約4倍の量が県外に流出していることを踏まえたと、県内で排出された廃棄物が、県内で処理することを推進されてますけども、県内で処理施設がない、若しくは処理料金があわないということで県外で処理されているということで現状は判断しています。県の産業廃棄物指導要綱、県内で排出された廃棄物を県外に搬出する場合は届出、それが年間500トン未満は届出の必要がない。また、県内に入ってくる場合は事前協議制度となっておりますが、熊本市にはその制度はない。県内に搬入された廃棄物は、熊本県の場合にはマニフェストK票を使用し、また、全国版のマニフェストを使用した場合であっても、県の方にはK票の代わりにコピーを提出し報告する義務を徹底されています。これは、熊本県独自の手法であって、廃棄物の通常管理が徹底される、把握されていると判断しています。それに対し、県内の廃棄物を県外に排出された場合、排出場の単位ではなく、トータルの取りまとめた数量のみで把握するという、熊本県に変わるK票ほど情報が明確ではない、同じ廃棄物であっても同一レベルでは情報管理されていないのではないかと。年間のトータル量を自己申告で行政機関に提出されて、1件当たりのK票にかわるもの、排出事業者からどのように入ってきたというのが、熊本県と異なりまして、トータル量のみの報告とお聞きしている県もございます。そのことを踏まえると、県内では徹底されているが、県外に流出したものについては、他県の県どおしで、もう少し密に、流出したものが適正に処理されているか、の確認がなされればとお願い事項なんですけれども、事例としまして県外の搬入を不適正な業者又は認識不足の排出事業者が不適正に行って、熊本県内に不適正に持ち込まれたという例は、過去にも現在にも例がございます。他県との調整も必要ではないかと考えます。

○篠原委員長 では事務局の方からお願いします。

○松崎主幹 不法投棄の件でございます。

家庭からのごみが投棄されているのが非常に多いというのは認識しています。これに対しては、県、市町村、警察等を通じて、各保健所単位で不法投棄の連絡協議会を行いまして、産廃協会の力を借りながらパトロールを行っています。こういった活動を通じまして、廃棄物の不法投棄に関しまして啓発に関してはもう少し強くしていかなければならないかなと思っております。

次に、企業の倒産による廃棄物については、倒産企業を整理する過程におきまして、土地の管理者や管財人と話しまして、処理をしていくこととしています。

広域移動については、もう少し調べさせていただきたいと思います。K票で追えるところは追っています。また、県外搬出、県内搬入については報告をいただいています。それが適正処理につながっているかということについては、今後も監視していかなければならないと思っております。

○小西主幹 事業所から排出される廃棄物の市町村における取扱いについてでございます。

今年の1月から2月にかけて県内全市町村のヒアリングを実施しました。その中で事業系一般廃棄物の取扱いについて、徹底してヒアリングを行いました。市町村によっては、事業所から排出される廃棄物の中で一般廃棄物と産業廃棄物を区別しないという認識の低い市町村もありました。このことについては、県としても問題意識を持っております。市町村には、事業所から排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物とをきちんと区別して、契約を交わして処理していく必要があるということは、今後も徹底して指導していきたいと考えています。

○篠原委員長 あとは、広域移動の関係で、搬入搬出に係る県との連携についてはどうですか。

○坂本環境局長 他県への搬出、他県からの搬入についてでございます。

福岡県に多量に搬出されていますのは、処理について専門性の高いもの、本県で処理できないものが主でございます。また、県北から排出されるもので大牟田市に搬出されるものも多くなっています。

いま一番問題にしておりますのは、宮崎県と鹿児島県の問題が大きいと思っております。宮崎県、鹿児島県も同じような認識を持っておりまして、鹿児島県並びに熊本県が公共関与の最終処分場を同じ時期に作るという問題もありますので、それをどのような形で今後運営していくかということで、3県の連携を取りまして、3県課長会議を昨年度は2回実施しています。今年度も実施する方向で検討を進めて

いるところですが、会議を通して、状況を把握しつつ、連携を図っていきたいと考えています。

○篠原委員長 他に御意見等ございますか。

○柳瀬副委員長 まず一般廃棄物の件です。

いまから第4期の計画を作るわけですが、資料8ページの再生利用の状況と課題のうち3つ目の○について、RDFをされているということで、これは再生利用率に大きく寄与していると思います。しかし、最近はあまりRDFは全国的に普及していないところがありますが、このあたりがこれからの計画の中でどうされるのか。これによっては、再生利用率も変わってくるのかなと思います。施設整備で、既に20年経過している施設もありますので、RDFの施設整備を含めた形で再生利用率をどういうふうに県として考えるのでしょうか。

○篠原委員長 事務局お願いします。

○小西主幹 現在、市町村の意向として把握しております状況としては、荒尾市、阿蘇地域の6市町村については、大牟田市の方にRDF施設を持っておりますけれども、今後5年以上は、RDF施設の改修等で延命化を図っていくと聞いております。県としてどのように方向性を持たせるかにつきましては、市町村の意向もございますし、RDF施設の採算性の問題もあるため、市町村としても模索しているという状況でございます。

○篠原委員長 よろしいでしょうか。事務局どうぞ。

○坂本環境局長 RDF施設についてのお尋ねでございます。

菊池市については、RDFからの脱却を検討されている状況です。菊池広域の方に加入し、広域での焼却を考えられているところです。ただし、計画は緒に就いたばかりなので、今後5年の間では難しいのかなと考えております。

阿蘇と荒尾市につきましては、RDF化を進めてはいますが、大牟田との調整がうまくいっておりません。大牟田のRDF施設からは脱退するということがほぼ決まっております。そのあとは、RDFを作って民間に売却するということを進めております。その後については、阿蘇の方でも検討されている段階で決定されているわけではないという状況でございます。

○篠原委員長 ありがとうございます。RDF問題については、最終的には難し

くなるのではないかと考えていました。紙等が分別され、カロリーが低くなる問題と、焼却残渣の問題をどうするか。有害物質がかなり入ってますので、処理が難しくなってくると思います。菊池や阿蘇などこれからどうするか、県からの指導も入って検討していただければいいと思います。

細かい話ですが、資料6ページのグラフですが、平成25年度の合計値があわないようですので修正をお願いします。それと「1」とあるのは自家処理と思いますが、ほとんど消えているので注でもしていただければと思います。

資料の14ページ、ごみ処理経費の状況の上から3つ目の○ですが、事業系ごみの有料化とありますが、もともと事業系ごみは有料ではないでしょうか。

○小西主幹 ここは可燃ごみの有料化に限定して記載しております。

○篠原委員長 わかりました。

資料16ページですが、し尿の9割を処理するとありますが、あとの1割はどうしているのでしょうか。

○小西主幹 下水道への直接投入というところもあります。し尿処理施設に集積し下水に投入するところもございます。し尿処理施設としては県に登録してありますのでこういう数値となっております。

○篠原委員長 できればコメント等を入れていただければいいと思います。

○柳瀬副委員長 堆肥化もされるのではないですか。

○篠原委員長 水俣市などは堆肥化していると思います。

○小西主幹 この部分については、精査して次回にお示ししたいと思います。

○篠原委員長 資料21ページの下の方（目標と達成見込み）の中で、平成27年度の将来予測が44%と再生利用率が下がるのはなぜですか。

○小西主幹 現計画の将来推計については、確認のうえコメント等を出させていただきます。

○柳瀬副委員長 資料9ページの上のグラフ、直接資源化量の数値が変化しているが、理由が分かれば次回で結構ですので教えてください。

資料19ページのグラフで、燃え殻はその他に入るのでしょうか。

○小西主幹 燃え殻はその他に入っております。

○柳瀬副委員長 目標と達成見込みで、現計画は動物のふん尿及び火力発電所のばいじんを除いた数値で目標設定していますが、第4期計画ではどうする予定でしょうか。

○小西主幹 第4期計画におきましても、現計画と同様、動物のふん尿及び火力発電所のばいじんは除いて目標設定していくことで考えています。

○柳瀬副委員長 それとお願いが一つあります。施設の状況が分かりませんので、バックデータとして示していただくといいかと思えます。

○小西主幹 施設のデータについては、整理して委員の皆様にお示ししたいと考えております。

○篠原委員長 資料25ページの上の表ですが、安定型最終処分場は施設数は変わっていないようですが、新設はないということでしょうか。

○廣畑主幹 いまのところ安定型最終処分場の新規設置の計画はありません。

○篠原委員長 安定型最終処分場については、あちらこちらで物議を醸している状況で、許可に当たっては慎重にお願いしたい。

○廣畑主幹 安定型最終処分場については、全国的に問題になってきているのは把握しています。1か所だけですが、拡張する計画がありますので、それについては十分な審査を行っていくこととしています。

○柳瀬副委員長 資料の同じ表ですが、遮断型最終処分場の公共1か所とありますが、これは市町村が持っているということでしょうか。

○廣畑主幹 水俣市が持っておられます。現在、投入はされておりませんが、施設としては残っている状況です。

○篠原委員長 他にございませんか。なければ次に進みます。

次に議題(5)災害廃棄物処理に関する事項について、事務局より説明をお願いします。

○江口参事 (資料7により説明)

○篠原委員長 ありがとうございます。それでは、資料8について藤井委員より説明をお願いします。

○藤井委員 (資料8により説明)

○篠原委員長 ありがとうございます。阿蘇市の経験が今度の計画に活かされるようにしたいと思います。

以上で、本日の全ての議題の審議が終了しましたので進行を事務局にお返しします。

○城内審議員 ありがとうございます。

次回の会議は、8月下旬から9月上旬頃の開催で調整させていただきたいと考えております。後日、日程調整の連絡を差し上げますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これで第1回熊本県廃棄物処理計画検討委員会を終了します。

本日は長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

午後0時15分閉会

別紙

第1回熊本県廃棄物処理計画検討委員会 関係課出席者

	部 局	所 属	職 名	氏 名
	知事公室	危機管理防災課	参事	堤 正治
部会員	健康福祉部	医療政策総室	参事	井手口 恵美
		環境生活部	環境立県推進課	課長補佐
	環境保全課		課長補佐	岩井 政博
	商工観光労働部	産業支援課	審議員	上田 哲也
	農林水産部	流通企画課	主任技師	中尾 郁美
		農業技術課	参事	田嶋 澄生
		園芸課	課長補佐	田中 修作
			主任技師	城本一剛
		畜産課		
		農村計画課	主任技師	永井 寿治
		技術管理課	主幹	猿渡 真司
	土木部	土木技術管理室	課長補佐	田中 誠
			主幹	甲斐 祐亮
			参事	大塚 秀徳
		下水環境課	主幹	小見山 勤也
			主幹	林 浩介
		建築課	審議員	井手 秀逸
		主任技師	森藤 基一	
	警察本部	生活環境課	企画指導係長	小田原 成治
	教育庁	義務教育課	指導主事	松永 尚子
社会教育課		主幹	松原 忠信	
事務局	環境生活部	環境局	環境局長	坂本 孝広
		廃棄物対策課	首席審議員	岡田 浩
			審議員	城内 智昭
			審議員	大川 正晃
			主幹	小西 英夫
			主幹	松崎 達哉
			主幹	廣畑 昌章
			参事	江口 雅彦
			参事	新川 友香子
		主事	竹熊 夕貴	